

# 工事請負契約書

0000000（以下「甲」という）と、サイトウ建築（以下「乙」という）は、建築工事請負に関して、以下のとおり契約する。

## 第1条（目的）

乙は、甲に対し、下記の建物の建築工事を請負、これを完成することを約束し、甲は請負代金を支払うことを約束する。

### 記

工事名	0000000 改装工事
工事内容	別紙のとおり
工事場所	
工期	着手：令和4年 月 日 完成：令和4年 月 日
請負金額	000000000 円（税込）
引渡時期	完成の日から10日以内

## 第2条（権利義務譲渡の禁止）

甲および乙は、相手方の書面による承諾を受けなければ、この契約から生じる自己の権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせてはならない。

## 第3条（工事の変更）

当事者間に工事の内容を変更せざるをえない事情のあるときは、その変更の内容、工期および請負代金について、甲乙協議のうえ、書面によってこれを定めるものとする。

## 第4条（工期の変更）

乙は、工事に支障を及ぼす天災、天候の不良、建築確認等の法令にもとづく許認可の遅延その他乙の責に帰することのできない事由によって工期内に工事を完成することができないときは、甲に遅滞なくその理由を付して工期の延長を求めることができるものとする。

## 第5条（一般の損害）

工事の完成引渡しまでに建物、工事材料その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とする。  
2. 前項の損害のうち、次の各号の一つに該当するものは、前項の規定にかかわらず甲の負担とし、乙は、必要に応じて工期の延長を求めることができる。

- ① 甲の都合によって着工期日までに着工できなかったとき、または甲が工事を繰り延べもしくは中止させたとき
- ② 前払金または部分払金が遅れたため、乙が着工を中止させたとき
- ③ その他甲の責に帰すべき事由によるとき

## 第6条（第三者への損害）

施工のために第三者に損害を生じたときは、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるものを除き、乙がその賠償の責を負う。

## 第7条（検査ならびに引渡し）

乙が工事を完成したときは、乙は、その引渡しに先立ち、甲に通知して検査を受けなければならない。甲はすみやかにこれに応じて、乙の立ち会いのもとに検査を行う。

2. 検査の結果、工事に瑕疵があったときは、乙はすみやかにこれを修補する。
3. 本条の検査を終了したときは、乙は、甲に建物を引き渡す。

第8条（瑕疵担保責任）

乙は、引渡しの日から1年間（補修期間中）は、工事の瑕疵に対して、これを補修しなければならない。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、これを定めるものとする。

第10条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、新潟地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

以上本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙丙各記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和4年 月 日

甲（注文者） 住所  
氏名

乙（請負者） 住所 新潟県三条市曲渕3丁目22-26  
氏名 サイトウ建築